令和８年（フ）第１３２６号
東京都調布市上石原３丁目38番地28リラハイツ201
債務者　佐々木　亮
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１１４号
大阪市都島区中野町５丁目９番３号
債務者　宮崎　容子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４５号
大阪市生野区新今里５丁目８番６―303号
債務者　金　　正博
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８７号
大阪府交野市幾野２丁目35番１―301号
債務者　深川さとみ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９３号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目３番６―201号、前住所大阪市城東区古市３丁目８番10―104号
債務者　相澤　好彦
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９５号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目４番１―304号
債務者　石井　弘美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２５号
大阪府豊中市少路２丁目３番38―205号
債務者　荒木　達成
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４０号
大阪市大正区南恩加島３丁目17番20号　シャトルタイヨー　101号
債務者　川口　　彰
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４６号
大阪市東淀川区菅原６丁目27番14号　グレースニシオ　102号
債務者　迫田　修治
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６６号
大阪府寝屋川市石津東町３番５号
債務者　石塚　　清
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７１号
大阪府枚方市養父丘１丁目17番55―102号
債務者　福田　満明
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７２号
大阪府枚方市養父丘１丁目17番55―102号
債務者　福田　静代
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６２号
大阪市東淀川区柴島２丁目13番27―304号
債務者　小野　菜摘
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３８号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番４―804号
債務者　山口　利道
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０８０号
大阪府東大阪市楠根１丁目５番39号　セジュールジュイエ　201号
債務者　小山　知良
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７６号
兵庫県宝塚市今里町10番２―401号
債務者　前崎　祐治
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
長崎県北松浦郡佐々町口石免1335番地２　ビレッジハウス佐々末永２号棟406
債務者　浦田加奈子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係